

神奈川県最低賃金審議会運営規程

第1条 神奈川県最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、神奈川県労働局長（以下「局長」という。）、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1名以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が召集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を召集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 委員は、会長が必要と認める場合、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 前項の規定による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議の出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる時には、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、必要な措置をとることができる。

3 会議の公開に当たっては、別途定める公開要項によるものとする。

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書を、その都度局長に送付するものとする。

第9条 この規程は、最低賃金法第25条により設置する専門部会について準用する。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、昭和44年6月30日より施行する。

附則

この規程は、平成8年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成10年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成13年5月8日より施行する。

附則

この規程は、平成20年9月16日より施行する。

附則

この規程は、令和3年7月2日より施行する。